

飯山市景観審議会 会議録

1	会 議 名	第5回 飯山市景観審議会
2	日 時	令和8年(2026年)5月27日(水) 13:25~14:49
3	会 場	飯山市役所4階 全員協議会室
4	出 席 者	幸田雅治委員(会長)(Web参加)、千坂経悦委員(職務代理)、二本松泰子委員、西條三香委員、金崎恵委員、田中吉江委員、水野英夫委員、スタンキー真由子委員、萩原賢二委員、出澤俊明委員、泉尚武委員
5	事 務 局	建設水道部まちづくり課長、まちづくり課長補佐兼まち並整備係長兼計画係長、計画係1名
6	関 係 機 関 出 席 者	なし
7	その他出席者	なし
8	傍 聴 者	なし
9	報 道 関 係 者	1社
10	会 議 録 作 成 年 月 日	令和8年(2026年)6月1日

全体進行：建設水道部まちづくり課長

■会議概要

1 開会・資料確認

- ・委員紹介、会議成立報告

2 経過報告

- ・景観協議会等の経過報告

3 議 事

(1) 調査審議第1号(一部継続)

- ・「飯山市景観計画と風景づくりガイドラインについて」

①ガイドラインの修正

- ・景観計画とガイドラインの記載相違を解消
- ・「中層階以上」を「中層階」へ修正することを了承

②建築物の高さ基準の検討

- ・「階数」ではなく「高さ(メートル)」による基準化を検討
- ・3Dシミュレーションを活用した眺望検証を実施予定

③景観計画の地域区分見直し

- ・現行6地域区分の妥当性を検証
- ・駅周辺と既成市街地の区分のあり方を検討

(2) 調査審議第2号(継続)

- ・「太陽光発電施設等の取扱いについて」

①再生可能エネルギー施設への対応

- ・太陽光発電施設・蓄電施設に関する課題を整理
- ・景観・環境保全の観点から対応方針を検討

②新条例創設調査

- ・「(仮称)いいやま里山と再生可能エネルギー施設等の調和に関する条例」の調査開始
- ・再エネ施設全般を対象とする制度を検討

③供託金・保証金制度の検討

- ・事業撤退時の施設放置対策として制度化を研究
- ・他自治体事例を参考に法的・運用面を調査

4 その他

- ・環境審議会・都市計画審議会等との連携について説明

5 閉会

- ・今後も景観計画見直し及び再生可能エネルギー対策について継続審議することを確認して閉会。

会 議 録

1 開 会**(まちづくり課長)**

それでは、定刻より若干早いんですけども、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第5回飯山市景観審議会を始めたいと思います。改めまして、皆様には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の全体進行を務めます、私、まちづくり課長の浦野と申します。よろしくお祈いします。会議に先立ちまして、まず皆様のお手元の資料を再度確認したいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

景観審議会の次第、それとめくっていただきますと委員さんの名簿、続いて座席の配置図。その次に枚数が多いんですけども、飯山市景観条例でございます。景観条例の次に、今回の議案といたしまして、第5回飯山市景観審議会の議案ということでございます。こちらにつきましては、1ページから5ページとなっております。その次にカラーが入っているのですが、資料1。それとA4の横になりますが、資料2。右上になりますが、資料3で「都市空間デザイン計画策定調査報告書 平成18年3月 飯山市策定」のカラー刷りのものになっております。それもちよっと枚数が多いんですけども、その後、資料4、右上ですけども、「飯山市飯山都市計画地区計画の変更」という資料4。続いて資料5といたしまして、前回の「第4回飯山市景観審議会意見」ということで、資料5です。資料6としまして、「飯山市景観計画 飯山の風景づくり」、資料6となります。続いてその下にですね、「飯山市風景づくりガイドライン」。最後、資料7ですが、横書きになりますけども、「いいやま里山と再生可能エネルギー施設等の調和に関する条例創設調査」ということでございます。

資料1から7までですけども、皆様いかがでしょうか。では、よろしいでしょうか。

それでは改めまして、ただ今から第5回飯山市景観審議会を開会いたします。また、本日、幸田会長はWEBでの参加となりますので、よろしくお祈いします。

皆様にお祈いがございます。発言の際には、まず挙手をしていただきまして、お手元にあるマイクの下にスイッチがございますので、それを押してから発言をしていただきまして、発言が終わり

ましたらマイクをオフという形でお願いいたします。

本日の審議会につきましては公開としまして、後日、飯山市のホームページにおいて議事録を公開いたします。また、議事録作成のため録音させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

まずはじめに、人事異動等で委員の方の入れ替わりがございましたので、ご紹介をさせていただきます。先ほどお配りさせていただいた名簿の9番でございます。戸狩観光協会、新たに水野英夫様。委員番号11番、飯山市区長協議会、荻原賢二様。委員番号15番、北信建設事務所建築課特定行政庁、泉尚武様。以上3名の方の委嘱状につきましては、大変恐縮ですが机に置かせていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の成立についてご報告をいたします。本日、高津委員、高橋委員、岩上委員、佐藤委員より欠席のご連絡がございました。現在の出席委員につきましては、15名中11名でございます。こちらにつきましては、過半数以上の出席をいただいておりますので、飯山市景観条例第31条第2項の規定により、本会議が成立したことをご報告申し上げます。

それと、本日の傍聴等につきましては、報告といたしまして、報道機関が1者入室しておりますので、よろしくお願い致します。

2 経過報告

(まちづくり課長)

それでは続きまして、次第に沿わせていただきまして、2番の経過報告につきまして、事務局の渡辺から話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは事務局のまちづくり課計画係長を務めさせていただいております渡辺です。よろしくお願い致します。当審議会の経過というところでは主だった経過はございませんが、前回10月27日以降、本日まででこの景観に関わるいくつかの出来事がありましたので、そこを報告させていただきたいと思っております。11月13日木曜日ですけれども、国土交通省の日本風景街道関東優秀活動賞の観光振興への寄与部門ということで、飯山市が表彰を受けております。優秀賞ということで、それにつきましては主に国道117号線のフラワーロードの活動、そういったものが表彰されました。2月にその交流会もございまして、飯山市の当時の前年度区長協議会長に参加をいただきました。

それから4月28日ですけれども、飯山市の景観協議会ということで、これは本審議会の職務代理であります千坂委員が会長を務めております協議会ですけれども、4月28日に令和8年度の総会を開催いたしまして、本年度の活動がスタートしたということになっております。

経過報告は以上になります。

3 議事

(まちづくり課長)

はい。それでは続きまして、議事に入りたいと思っております。

こちらにつきましては、飯山市景観条例第31条により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは幸田会長に議事の進行をお願い致します。

それでは幸田会長、よろしくお願い致します。

(幸田会長)

はい。会長を仰せつかっております幸田でございます。

今日はちょっと業務が立て込んでおまして、オンラインで参加させていただいております。恐縮ですが、よろしく願いいたします。

本日は前回からの継続審議となっております。委員の皆さんからご意見、ご提案をできるだけ多くいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは早速ですけれども、調査審議に入りたいと思います。

調査審議第1号について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは事務局より説明をさせていただきます。

まず、お手元の議案書をめくっていただきまして、本日、調査審議ということで2つあります。これは前回からの継続審議となりますが、議案書の2ページをお願いいたします。調査審議第1号「飯山市景観計画と風景づくりガイドラインについて」、継続審議ということで、令和8年5月27日提出です。ここを読み上げますが、飯山市景観審議会様ということで、飯山市長からの審議案件です。「飯山市景観計画と風景づくりガイドラインについて」ということで、飯山市景観条例第27条により、審議会からの意見を求めますということです。3ページをお願いします。この資料上段は、前回同様のことが書いてありますが、再度ちょっと繰り返して読ませさせていただきます。飯山市景観計画と風景づくりガイドライン、飯山市景観計画40ページ目ですけども、「ア 市街地商業地域 風景づくりの基準 規模」のところですが、表記と、それを説明する風景づくりガイドライン、Ⅲの6「市街地商業地域編 B規模」の解説表記に相違があります。このことについて、飯山駅前市有地宿泊施設整備促進事業に関する有識者懇談会において意見を求め、報告をいただいております。これは前回の資料で配布させていただいたものです。今後、市街地商業地域で同様の建築計画が行われる際、影響する事項であり、風景づくりガイドラインの取り扱いについて調査審議願いますということです。真ん中の表ですけども、飯山市景観計画というのは景観法に基づく法定図書になります。この中で飯山市が景観条例を作りまして、景観計画を策定し、現在、景観行政団体として飯山市の景観を推進しております。これをひも解く形でガイドラインというのを策定してあります。景観計画をより分かりやすくということで、解説版のガイドラインとして策定しています。このガイドラインにつきましては、法定図書ではございません。この景観計画とガイドラインの一部に相違が生じており、駅前ホテルを含め、この景観に関わる建物の規模のことが異論になっているということです。

本日は新しく資料1から4、これに関する資料を提出させていただきまして、これに基づいて説明をさせていただきます。

まず資料1ですけども、これにつきましては、前回の12月27日の当審議会で委員の皆さんから頂戴しています意見をまとめたものです。色分けをしてあるんですが、この色分けの意味は、裏を返していただくと凡例というふうに書いてあります。黄色くマーキングしたところは、このガイドラインの改定に関する意見の部分です。緑でマーカーが振ってあるのが、景観計画そのものの見直しに関する意見です。それから、水色でマーキングしてあるところは、この景観を推進するために新たな試みをしたらどうかというような提案の意見です。それから、ピンクでマーキングしたところが、まちづくりに関する意見です。前回、幸田会長よりコメントが四角く囲ってありますが、中層階以上という表現の相違について、このことについて6階以上を含むかどうか、どう扱うか、階層なのか、高さが良いのか、計画策定時と状況が変わっているの、景観計画の内容を検討する必要があるのではないかといった意見があったと。市としてどう考えるか、内容を整理し、次回の議論につなげていきたいということでありました。本日の審議会では、この部分について若干市の考え方も説明させていただきながら、一部この審議会でご判断をいただきたいと思っております。

次に、資料2を見ていただきたいと思います。この資料2につきましては、皆さんの方に郵送で送らせていただいた資料のそれ以降、若干の訂正等がございましたので、本日机の上に配布させていただいているものでお願いしたいかと思っております。基本的な内容は大きくは変わっておりませんが、若干の訂正がございます。資料2です。今回のこの飯山市景観計画と風景づくりガイドラインの相違についての対応方針ということで、これが市の方針といいますか、考え方でありまして、(案)ということでもありますので、この審議会の方で少し揉んでいただきながらご判断をいただければと思っております。この飯山市の景観計画、それからこのガイドラインの対応方針につきましては、すぐできるものと、なかなか手続きがかかるものとあります。一応この部分をステップ4段階に分けて、事務局としましても着手していきたいというふうに思っております。まずステップ1としましては、風景づくりガイドラインですね、この改定に着手したいというふうに考えています。これにつきましては、法定図書ではございませんので、委員の皆さんからもご意見をいただいた、景観計画に準拠すべきというようなことで訂正したらどうかというようなご意見もいただきました。今回、本日の審議の中でお認めいただければ、早急にガイドラインの訂正をさせていただき、景観計画とガイドラインが一致のものになるようにしていきたいというふうに思っております。ステップ2についてはですね、2、3、4につきましては、法定図書であります景観計画そのものの見直しといいますか、検証の部分です。1つ目はですね、飯山市の全域を景観の網がかかっていますが、それぞれ市街地地域とか山岳地域とか田園地域とか、地域区分がいろいろあります。この地域区分がうまく機能しているかどうかというところを再度検証したいと思っております。これにつきましては、前回の意見の中で、時代がだいぶ変わってきていることもあるという中で、景観計画も少し見直しが必要ではないかというようなご意見もいただいた部分がありまして、そういったところでやっていきたいと思っております。具体的に言いますと、山岳地域の中にもですね、斑尾高原や戸狩スキー場ということで、どちらかという観光経済を中心とするエリアもあれば、環境を保全するようなエリアもあります。それをひとくくりで今、山岳地域ということにくくってありまして、そういったようなひとくくりでうまく機能しているかどうかというところも検証しつつ、もし必要があれば地域区分をもう少し細分化するなり、違う形でできたらどうかということです。もう1つはですね、景観計画を策定した時には、駅周辺整備がオープンしていなかったといいますか、新幹線が開業する前でした。だいぶ新幹線が開業して10年経つわけですけども、中心市街地と言われるもともとあった既存の商店街と駅前の商店街、これも同じくくりの中で今景観計画が組み立てられていますが、こういったものも地域によってもうちょっと地域区分を分けたらどうかとか、そういったようなことが、今後我々事務局の方で検証する中で、この審議会の中でお諮りし、それが景観計画として追加すべき事項であれば、景観計画の変更をしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、少し地元の調査も入れながらですね、こういった検証をしつつ、お諮りしていきたいと思っております。景観計画そのものの変更に関わる部分につきましては、次回以降の継続審議とさせていただきながら、少しずつその内容を提示できればというふうに思っております。併せて、この駅前のホテルの関係で言いますと、階層、いわゆる2階、3階、4階、5階という階層で今景観計画は表現されていますが、前回の会議の中でも階層ではなくて高さ、要は何メートルというような形ではっきりさせたらどうなのかというご意見もいただきました。そういったところも含めて少し検証をしていければというふうに思っております。最終的にはステップ4ということで、景観計画の変更、それに伴う風景づくりガイドラインの変更というのが景観審議会の審議案件としてありますので、お諮りしていきたいと思っております。

今日はですね、このステップ1のところについて、まずちょっとご説明をさせていただければと思いますが、この資料の中段から下の部分です。改定したい内容ということでありまして、右側にガイドラインの抜粋したものがございます。この40ページのところの基準、いわゆる風景づくり基準というのが景観計画に書かれている基準で、その下の解説というのがガイドラインの独自の解説文というふうになります。今現在、改定前ですけども、解説文の中に「中層階以上」という表現をつけております。これを改定後はですね、「中層階」という形で景観計画と同じ表現に整えたいと

ということで考えております。この改定理由としましては、風景づくりガイドラインの解説の一部が景観計画を逸脱したものであり、景観形成推進にあたり誤った行政指導をしかねないため、法定図書である飯山市景観計画に準拠し、ガイドラインを訂正したいということで考えております。ステップ1のそのガイドラインの改定については以上です。

ちょっと関係するステップ2以降のところもですね、資料を用意させていただいておりますので、今日の審議案件ではありませんが、皆さんからご意見をいただくために資料の説明をさせていただきたいと思っております。

資料3ですね。北陸新幹線飯山駅周辺地区の都市空間デザイン計画策定報告書の抜粋です。これについては、駅周辺の景観というものを市としてどう考えているかというところをまとめてあるものです。平成18年3月に策定したものでございますけども、当時、新幹線の開業に向けて飯山市では土地区画整理事業を駅周辺整備として始めています。併せて鉄道運輸機構、JRの方では新幹線飯山駅の駅舎の建築が始まっていました。それから併せて地権者の皆さんは家の建て替え等が始まっていました。それから長野県の方では道路整備も始まっていました。ということで、様々な所管が1つの駅周辺整備に関わってくるという状況の中で、それぞれのデザインなり景観をやるのではなくて、しっかり調整をしながら駅周辺整備を良い空間にしていきましょうということで、このデザイン会議というのが立ち上がり、その関係者が集まりながら計画を策定し、そして今の駅周辺整備があるという状況です。その中でですね、今日抜粋している部分は民有空間、いわゆる駅周辺の民間が扱う土地との関係性をまとめてある章を抜粋させていただきました。細かなところはまた読んでいただければと思うんですけども、いわゆる今回のホテルの関係もそうなんですけども、山岳眺望をどう考えるかというところがこの中にも記述してあります。一番最後の方にあるんですけども、山岳眺望を開いていくためには、どうしても低層階の建物を建てて、遠くの山並みが見えるようにしなければならないというようなこともあります。一方で経済というところもありますし、駅前広場に立った時にある程度の囲み感があると、そこに人間は落ち着くというような考え方もあります。どちらを取るかというのが非常に難しいところでありまして、この報告書の中でも最終的にはその結論には至ってません。いろんな考えといろんなシミュレーションをしていく中で、それがどうあるのかというところをいろいろ説いている部分です。なかなか民間開発の関わる部分ですので、こういった報告書の中であまり決めつけるようなことはしてませんが、ただ参考になるようなことがいろいろと書いてありますので、民間開発をされる方にはこういったものも読んでいただきながら、建物の配置であったり、高さであったり、そういったものに配慮をいただきたいということであります。1つはですね、今飯山駅前に街区公園ということで公園が設置されています。あの設置にも意味がありまして、例えばこのページでいうと後の14ページということで、要は山岳眺望、野沢温泉方面の山並みをしっかり眺望を確保するために、あえて駅前の交差点の一等地のところ市の方では街区公園ということで配置しました。それはここに大きな建物が真正面に建ってしまうと山岳眺望が開けないということで、区画整理という手法をうまく使いながら街区公園を配置し、そして駅前広場、駅から見える野沢温泉方面の毛無山方面の山岳眺望が常に確保できるようにということで工夫してあります。また、ホテル市有地側につきましては、やはり山並みが見えているところです。これにつきましても、高さ10メートルの場合はどうだ、6メートルの場合はどうだということでありますけども、さらにこれよりも高層のものが建った時にどう見えるのか見えなのか、また配置によってどういうふうに配慮できるのかできないのかということにつきましては、今、飯山市の方でも立体の3Dモデルというような、そのシミュレーションができるようなソフトも整備しておりますので、今後こういった案件なりが出てきたりですね、この審議会の中でシミュレーションをする時には、そういったようなデジタルのモデルも使いながら検証できればなというふうに思っています。これにつきましては、前回の委員の中から、視覚的にもうちょっといろんなシミュレーションができるようにやってもいいのではないかとこのところのご提案をいただきまして、市の方でも昨年度、そういったデジタルの整備も整えているところです。

資料4につきましては、これは現在、飯山駅周辺に関わる地区計画ということで、都市計画法の

地区計画という制度の網が駅周辺のところにかかっております。大体この新幹線の駅周辺とか駅前にはですね、こういったような地区計画をかけながら、高さの制限をしたり、業種の制限をしたりということでやっている自治体が多いです。飯山市につきましても、この地区計画という制度をかけまして、建物規制をしていたり、誘導をしています。内容を見てみますと、駅周辺のところにはですね、近隣商業地域ということで商業系の用途地域をかけてありますが、その中でも用途地域で認められている、例えば麻雀であったり、パチンコ屋であったり、カラオケボックスであったり、そういったような業種は、この地区計画で制限をしていくということで、用途地域という制度では認められているんだけど、地区計画がその上にかぶさって業種を制限しているというようなことです。今後ですね、その景観計画の中では中層階という言い方をしていますが、それを何メートルまでというように、メートルで何か規制をしていったらいいんじゃないかというご提案については、この地区計画の中で高さ制限を指定していくようなことになろうかというふうに思います。これはご紹介までです。

はい。ここまでがですね、調査審議第1号に関わる飯山市景観計画と風景づくりガイドラインに関わる資料説明等でありました。

いずれにしても、本日ににつきましては、このガイドラインの一部を訂正したいというところにつきましては、皆様にお諮りし、またその他の部分につきましては、本日いろいろまたご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一旦説明はここで切らせていただければと思ひます。

(幸田会長)

はい、どうもありがとうございました。ただいま調査審議第1号をご説明いただいたところですが、今説明ありましたように、飯山市の景観計画とそれを説明するガイドラインの一部記述について相違があるということで、その相違について、今回ガイドラインを改定するという点について審議対象となっているということでございます。まず、この点について、それともちろんステップ2、3、4についても意見を伺いたいという事務局からのお話ですけれども、まずはこの景観計画とガイドラインの記述の相違について、景観計画の方は法定計画でありますので、それに合わせるということで市の方から提案があったところですが、委員の皆様方、ご意見いかがでしょうか。どうぞ。

(千坂職務代理)

ご説明ありがとうございます。「中層階以上」を「中層階」と変えるということですよ。この場合ですね、まだやはりかなり抽象的な感じがするんです。

例えば山岳眺望を大切にしながらということの基本としていけば、その中層階とした場合、じゃあこれは何階までならいいのかというね、ここをもっと具体的に、例えばその駅前のところに立ちましてね、山岳眺望がどうなっているのか、ここにシミュレーションありましたけれども、その高さをですね、何メートルという形できちんと示した方が非常に分かりやすいんじゃないかなという感じはします。

以上です。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。先ほども何メートルという形にしたかどうかということについては、前回の審議会でもそういう意見が出されていたところですが、それについては事務局の方としては、その点については次回以降検討するという点でしょうか。

(事務局)

はい、そうですね。このステップ3のところの風景づくり基準の中でいろいろ検証しながら、やはりその階層の表現よりも何メートルというところが、やはり審議会としては適正ではないかというような、今もご意見が出てますので、そこはしっかり検証し、シミュレーションし、そのメートルについては明確にできるように少し材料を揃えたいと思います。

ちなみに今の低層であれば1~3階、中層であれば4~5階というところが、景観計画の注釈であったり、ガイドラインの注釈に一応入ってはいます。ただ、1階当たりの高さが、やはり今の建築技術の中で5メートルなのか10メートルなのかといういろいろなパターンが出てきますので、やはり今の千坂委員がおっしゃられたとおり、階層の表現よりも高さの表現の方がはっきりするのではないかというところは、事務局の方でも考えているところです。

以上です。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。今、事務局の説明についていかがですか、千坂委員。

(千坂職務代理)

そうですね。今後のところの大きな課題かなと思っております。山岳眺望をですね、きちんと見えるようにしていくというところをベースにしていた時は、やはりそのやっぱりメートルでやった方がいいなという感じがするんです。例えば、新幹線の駅を降りて見た時に、新幹線の駅前のところに高層のビルが建ったりとかということで、遠くが見渡せないというところが通常になってるんですね。飯山駅の場合は、駅のところを出て行くとすぐ山が見える。その山も四季折々の変化をしていくということで、よく外国から来たインバウンドの人たちですけども、カメラを構えて「綺麗だね」という感じでね、そういう話をよくやってるんです。

「綺麗だね」ということで、経済には影響しないのかもしれないですけども、やはりその辺のところは大切にすべきじゃないかなという感じはします。いずれそれは経済に跳ね返ってくるんじゃないかなって思っております。

(幸田会長)

基準を明確にした方がいいということですね。はい、ありがとうございます。他の委員の方々いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(A委員)

はい。ステップ1のガイドラインの改定については、事務局の提案があったとおり改定するべきだと思います。食い違いがあってはいけないと思いますので、改定をした方がいいと思います。

(幸田会長)

はい。ありがとうございます。今映ってるのは何でしょうか。

(事務局)

はい。先ほど千坂委員からも話が出ましたとおり、高さの検証をしていく時に、本年度、令和7年度ですね、飯山市ではこういう景観シミュレーションをするために、飯山市全域の3Dモデルと言われる、いわゆる立体模型をデジタル空間上に全部整備をしています。

今後その高さの検討であったり、山岳眺望の見え方、こういったものをこのデジタル上で皆さんに見ていただきながら検証していこうというふうに思っています。

ちょうど今、これ駅前から山岳眺望が開ける方向を見ているわけですが、このところに何階建て、何メートルの例えば建物が建った時にどう見えるかとかですね、こういったもののツールの整備は並行してさせていただきましたので、こういったものを使いながら検証していければなというふうに思っています。これは紹介までです。

以上です。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。他の委員いかがでしょうか。

いかがですか。

どうぞ。はい。

(B委員)

私も今回の中層階ではなくて、高さにすべきだと思います。

時代とともに、一昔は、いわゆるロフトみたいな、同じ階の中にロフトというものがないので、今は建築の関係でいくらでも、ちょっとその高さ制限をしないと、この中層階で4階から5階っていうところで、いくらでもその高さを自由に使えるということがあり得ると思いますので、ぜひなるべく早くこれを高さというもので変えていってほしいと思います。

(幸田会長)

はい。先ほど千坂様、B様、階層ではなく高さできちんと制限をした方がいいと。前回もそういう意見が多かったかと思いますが、やはり何階っていうと1階の高さをすごく高くすれば高くなってしまふということですので、やっぱりその辺は明確にした方が、これはお互い、民間事業者にしても、それから市民の方々にとっても明確な基準の方がいいだろうと、そういうご意見だろうと思います。

他の委員いかがでしょうか。

.....

先ほど事務局の方から、実際にこう3Dシミュレーション等を、最初の説明でも、今後そういったところをしっかりと、資料あるいは委員に対して説明する、そういう3Dシミュレーションを示してということですので、これは今事務局の方で作業を進めていると。それを踏まえて次回議論する、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。次回以降、そのようなシミュレーションとかですね、材料を揃えて、またお諮りしてい

たいと思っています。

(幸田会長)

はい、わかりました。他の委員いかがでしょうか。

.....

今、景観計画とそのガイドラインとの記述の相違があるというのは、この相違、齟齬はないように「中層」という形にするというのは、景観計画、先ほど事務局の説明がありましたように法定計画、それに基づくガイドラインということで、誤解のないように、あるいはそこを事務的に市役所の方で対応する時に、間違っただけの考えにならないようにという説明もあったかと思えますので、景観計画に準拠した表示にガイドラインを訂正するという点については、そのこと自体に反対するという意見は委員からは今出ていないかと思えますけれども。この審議会として、このガイドラインを改定するという点についてはよろしいでしょうか。

よろしいですかね。はい、ありがとうございます。

それからあとですね、ステップ2、3、4について、時代の変化に対応できているかどうか検証する、あるいはその風景づくりの基準を検証する等のことについて、これは次回以降検討するという点でございますけれども、この点について、今日の時点で委員の方々からご意見ありましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(A委員)

Aです。

(幸田会長)

Aさん、お願いいたします。

(出澤委員)

私の方から意見ということで、ステップ2の関係をちょっとお話ししたいと思うんですが。

これは景観計画の地域区分の検証ということになっていますが、資料でいうと資料4ということになっていて、資料4を2枚ぐらいめくりますと、色別の図があって、これがですね、A地区、B、C、D、Eと5つに分かれているんですね。

この地区の区分の設定について、次回相談があるんじゃないかなというふうに私見たんですけども、これについて、多分一定のルールに従ってこの色分けをしてあると思うんですけども、だいぶ時代も変わってきているので、あまりこういう線引きが果たしていいのかということも含めて検討してもいいんじゃないかなと思うんですね。

分けるとすれば、どういう理由で分けたのかとか、ある程度公表できるようにしていかないと、単純にこう線引きをしてしまって、それが逆にいろんなこれからの機能ですかね、この都市機能においてそれが弊害になっていけないというふうに思いますので、ちょっと一からですね、その線引きも含むべきかも含めて、それが5地区がいいのか、3地区がいいのか、一旦こう平らにして協議したらいいかなと私は思います。

以上です。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。

この地区計画の区分自体見直す、細分化するのか、もっと大きくりにするのかということも含めて、今ご意見があったかと思います。

他の委員の方いかがでしょうか。

(事務局)

会長、今の件について事務局の渡辺からお答えします。

(幸田会長)

お願いいたします。

(事務局)

まず、今のステップ2の景観計画の地域区分と言われるものは、景観計画の中にですね、今12ページのところに飯山市全域が、市街地商業地域から含めて山地・高原地域ということで、6地域にまず区分されています。まずこれが本当にこの分け方でいいかどうかというのは、検証として必要です。

先ほどちょっと触れました山地・高原地域という一括りの中で、斑尾高原とか戸狩のような経済的なエリアもあれば、環境保全するようなエリアもある。これが一緒くたに地域区分されている。これが本当にいいかどうか。

今、A委員がおっしゃられている、今度駅周辺のところは、さらにこの地域区分を受けた形で、この都市計画法による地区計画、用途地域、こういったものがうまくフィットしていくかどうかというような流れになるかと思います。はい。

(幸田会長)

あれですね。A委員が言われたのは地区計画の地区設定ですね。先ほどあったのは地域区分ということですね。山地地域とか、いくつかのそういった地域区分。現在の地域区分というのをちょっと説明していただけますか。

これですね。

(事務局)

はい。そうですね。今ちょうど画面に出ています。

(幸田会長)

地域区分は6つだということですね。

(事務局)

はい、そうですね。

飯山市の全域にこの景観の網をかけてまして、その中をこの地域区分という形でこの6つの区分分けをしています。

山岳地域部分については山地・高原地域であったり、市街地の用途地域が指定されているところは市街地商業地域であったり、市街地地域というようなことで、それぞれの地域区分ごとに基準がいろいろ設けられているということです。

駅周辺については、市街地商業地域という地域区分に属するんですが、この景観計画を作った時の市街地商業地域の考え方というのが、昔からある既成市街地のところのイメージをもとに市街地商業地域という基準を決めていますので、少し駅周辺の場合は趣が変わってきています。

やはりその市街地商業地域の中でも、駅周辺と今までの中心市街地とでは少し考え方も変わってくるのではないかとということで、この地域区分の区分分けも、もしかすれば検証する中で分けた方がいいということにもなるのかなと思っています。

この市街地商業地域の地域区分が細分化されていきますと、そこに連動する中で、先ほどの建物の高さをメートルで制限した方がいい、駅周辺は、というようなことがあれば、この今度地区計画の見直しもかけながらやっていくということで、連動はしていくんですが、この地域区分と言われるのは、景観法の景観計画の中の6地域の部分を指しております。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。

先ほど最初に事務局から説明があったのは、こちらの方の地域区分、6つの地域区分についての見直しについて検討するということだと思います。

他の委員いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(C委員)

Cといいますけれども、よろしくお願ひいたします。

今回初めて参加をさせていただいておりますけれども、今の地域区分の考え方の中で、飯山の新幹線駅っていうのは市街地の中に設置をされているということで、他の新幹線駅とは異なった立地になっております。飯山新幹線駅から市街地へと、愛宕町であったりとか、城址公園とかというふうな形で誘うというような流れになると考えられますので、駅前の空間と市街地との空間というのは別であるというふうに捉えていただきたいなと考えます。

市民とすれば、まずはその市街地の活性化、にぎわいの創出というものを切に願っておりますので、それが達成するような景観計画であってほしいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

(幸田会長)

はい。市街地の活性化ということは、大変飯山市にとって重要な、今後の大きな課題だというご指摘があったかと思います。ありがとうございます。

地域区分の検討にあたっては、そういった市街地の部分、それ以外の部分、それぞれの特性に応じた見直しをどうするのかということをしかりと検討する必要があるということになるかと思っています。

他の委員いかがでしょうか。よろしいですか。

地域区分の検証ということで、今、委員からもいくつかご意見が出されたところでございますの

で、そういった市民の声、意見も踏まえて、現在までの地域区分の6地域の区分設定に課題が生じているのかどうかということ、それから、その地域区分に応じて、今回ですね、この地域区分は景観計画に基づくものですので、見直しをする必要があるかどうか、しっかりとその辺の材料を事務局の方から出していただいて、次回検討するというところでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、調査審議第1号については、市からの諮問といたしますか、提案については、景観計画とガイドラインについての記述の相違があるものは景観計画に合わせるということで、訂正、修正をするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発声あり)

はい、ありがとうございます。修正よろしくお願ひします。

それでは、調査審議第1号についてはこれで終了とさせていただきます、調査審議第2号に進みたいと思います。

第2号について事務局から説明をお願いいたします。

(まちづくり課長)

会長、その前に1つ目の審議につきまして、ありがとうございました。

それで、景観計画の5ページにも書いてございますが、この点検見直しにつきましては、必要に応じて市民等および景観審議会の意見を徴収しながら、計画内容の点検見直しを行いますというふうに記述もされております。

今後、そこも踏まえまして、また現在に即したものであるということ、ただ、何でもかんでも変えるとなると、もともとの計画にちょっと準じなくなっちゃうところもありますので、その辺はまた慎重に私たちの方で題材を用意しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(事務局)

はい、それでは次の調査審議第2号をお願いしたいと思います。議案書の4ページになります。

調査審議第2号「太陽光発電施設等の取扱いについて」継続審議ということで、令和8年5月27日提出です。

太陽光発電施設等の取扱いについて、このことについて飯山市景観条例第27条により審議会から意見を求めますということで、5ページになります。5ページの上半分は前回同様の記述になっておりますが、読み上げます。

太陽光発電施設の取扱いについて、長野県では太陽光発電施設の設置等に関し、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境、その他地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的に、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」が令和6年4月1日に施行されました。

飯山市においては、景観条例による届出の際、モジュール面積300㎡以上の設置に関して、地域

住民や地域代表者等へ十分な説明と同意の中で協調して事業を進めるようガイドラインに記述しています。昨今、遊休地や耕作放棄地、管理不全森林といった土地の増加とともに、太陽光発電施設や蓄電施設の計画も増えてきており、景観や環境に対する対応がより重要になってきております。

令和7年度、斑尾高原、希望湖、沼の池ですけれども、北側に太陽光発電施設、1回目の説明は太陽光発電施設でした。2回目の説明は蓄電施設ということでありましたけれども、その計画が進められており、地元説明会では、観光地にふさわしくない、発熱率が高く火災が心配、破損時の対応や有害物質流出が不安などの反対意見が多く挙げられ、事実上休止状態になっています。

このことは地域全体でも考えられることであり、景観分野からの取扱いについて調査審議願いますということで、本日も用意させていただいた資料は資料5から7になります。

それでは資料5でありますけれども、これは先ほどと同様、前回委員の皆さんから出た意見をマーキングでカテゴリー分けさせていただいています。まず黄色くマーキングされているところは、環境に関する意見をいただきました。それから緑色にマーキングしてあるところは、制度に関する意見です。それから水色については電力供給施設等に関する意見、それからピンク色は景観に関する意見ということで色分けをさせていただいています。

前回、会長からは、再生可能エネルギーについて出された課題を景観のことだけではなく、景観審議会で議論すべき、あるいは対応できることは何なのか、市の方で論点整理をし、次回議論できたらいいと思いますということでコメントをいただいています。

市の方では、本件についてやはり重要なことでもありますし、昨年暮れといいますか、今年の春ですかね、戸狩の地籍でも蓄電施設の計画があったと聞いております。その後、事業者とのやりとりはないようなことも聞いておりますが、いずれにしても太陽光発電、それから蓄電施設というのが、なかなか相続がされないような、要は山間部であったりとか、それからやっぱり耕作がされないような農地、こういったところに事業者さんは土地取引を求めてきているというのが、やはり事務局側にもそういう情報は入ってきているのが事実です。

これを受けまして、市の方では今後ちょっと考えていることがございます。

その前に資料6のですね、返してもらおうと一番後ろのページが太陽光発電に関わる部分でございます。

現在、景観計画、それからガイドラインでは、先ほどもちょっと説明しましたが、300㎡以上のモジュール面積については、地域の住民の皆さん、それから代表者の皆さん等に計画の早いうちから説明をして、住民トラブルがないように努めてくださいということで指導をしているところです。今後はですね、やはりこれだけではなかなか効力がないものですから、もうちょっと踏み込んだ制度を市の方ではしていかなければいけないなというところを考えているところです。それがですね、資料7になります。これは本年度、当課まちづくり課の方で予算化をしまして、検討を進めようということで考えている調査でございます。「飯山里山と再生可能エネルギー施設等の調和に関する条例」を創設するための事前調査に入りたいなと思っています。

条例の創設ポイントということで、基本的にはこの再エネ施設というのはゼロカーボン推進に向けての施設でございますので、これにつきましては飯山市としましても、その推進はしていくというところがあるわけですが、もう一方で地域環境の保全というところもありますので、そこを両立させるためにこういった条例ができないかということを考えています。

それから2番目として、太陽光発電だけではなくて、再エネ関係の施設全般を対象としたものにしていきたいというふうに思っています。

現在、長野県の条例では太陽光発電に特化していますけれども、やはり地中熱とかですね、風力発電とか、いろんな再エネ施設がございますので、今回検討していきたいのは、そういった全般的な施設全てを対象にしたいと思っています。またもう1つ、できれば昨今話がある蓄電施設もこの対象にできればいいなということで考えているところです。

3つ目は、なかなかハードルが高いのかもしれませんが、委員の皆さんからも意見がちょっと出まったり、あと斑尾の説明会でも出たんですが、いわゆる撤退時、事業者の撤退時にそのまま設備

を置いていくということがないように、事前に供託金を市の方ないし銀行、こういったところに預けさせて、撤退時に適正な撤去が行われなかった場合には、その資金を使って行政側なりが撤去するというようなことで考えているところです。

やはり今、制度の中では大きな太陽光発電は売電価格の何パーセントかを撤退時に積み立てしなさいというのが義務化されているものもございますけども、大概施設がそのまま置き去りになっているのは、途中で企業さんが倒産してしまったとかですね、何らかの形で資金がない状態の中でその設備が置いていかれるというのがほとんどでございますので、こういったもしもの時に備えての供託金を市で預かるという制度を少しチャレンジしてみたいなというふうに考えているところです。

今回のこの調査に踏み込む背景としましては、1つは飯山市の土地の状況が、やはり高齢化の中で山の管理がなかなか相続もされない、管理ができていかないという状況がちらほら見えているということが分かってきております。

また、先ほどのように農地、森林の買収、土地取引を目掛けて、国内外の事業者さんが調査をしているという動きもあるということも聞いておりますので、乱開発防止対策ということで、こういったものができればいいなと思っています。

もう1個は保証金の義務付けということで、これにつきましては、現在、斑尾の希望湖の妙高地籍に破損している太陽光発電がいくつかあります。今ちょうど画面にも出させていただいていますが、これ昨年9月に航空写真を飯山市全域で撮った時に、ちょうどこれは新潟県の妙高地籍でありますけども、この太陽光発電施設も空中から撮影することができました。ほとんどがですね、やはり壊れた状態で放置されている状況も確認されていまして、この件につきましては妙高市側へも情報提供をしています。また、飯山市の市民環境課の方では、水質汚染がないかということで、その池の水質調査もしているところですが、いずれにしても、こういう状態では観光地としても良くないですし、自然環境についても良くないということもありますので、景観の分野だけではなくて、もうちょっと踏み込んだ形でこういった条例ができないかということを考えているところです。

こんなことを考えている時にですね、実は国の方でも同じようなことを考えていまして、これトピックなんですけども、福島市ですね、山の大規模なソーラー発電についてはもうこれ以上望まないという宣言を福島市は出しています。「ノーモアメガソーラー宣言」と言ってますけども、これは結局、山並みを削ってソーラーパネルを付けて、その後反射光によって非常に住民の皆さんが不快な思いをしているというところのトラブルが起きた事例から、国の方では景観計画の見直しの再生可能エネルギー編というのをこの月に発刊したところでございます。

ですので、今ご紹介しました独自の条例の創設も当課では進めていくのですが、景観の方でもですね、景観計画の方でも国からガイドラインが出ましたので、これと少し突き合わせをしながら、景観計画の見直しも景観の分野ですね、少し踏み込んで、両輪でこの再生可能エネルギー施設に対する景観、環境保全、こういったものに着手していければなというふうに考えているところです。

太陽光発電のみではなくて、それ以外の施設に関しても、かなりいろんなところでトラブル等が発生しているという話は聞いておりますので、できるだけ早く取り組みをしていきたいなというふうに考えているところです。

これにつきましては、今日は結論を出していただくものではございませんが、委員の皆さんからいろんな意見を、前回に引き続き頂戴できればというふうに思っておりますし、新たに飯山市のまちづくり課の方でもチャレンジしようという取り組みをご紹介させていただきましたので、ぜひこういうことをやったらどうかとか、そういったことも含めてご提案等もいただければありがたいと思います。

説明は以上になります。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。

今ご説明ありましたように、太陽光発電施設あるいは蓄電施設等について、今後どういう取り組みをしていくべきかということ、また、飯山市の方では資料7にありますように、令和8年度条例創設調査ということで新たな取り組みをスタートさせようとしているというご説明もあったところでございます。

皆さんからご意見いただければと思います。

いかがでしょうか。どなたでも。

はい、どうぞ。

(A委員)

はい、Aです。

資料7の関係なんですけど、私もむやみな開発だとかね、事業が終了した後に全く片付けもしないでどこか行ってしまふ、そういったことはよくないことだと私も思います。その関係で今日資料7が出てきたんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、③にある「もしもに備えて供託金を市が預かる」という、この仕組みですよ。

これについては、この資料の下の方にあるんですけども、県内で供託金を求めている自治体はないということで、神戸市の条例を参考にしたというふうには書いてあるんですけども、神戸市の資料をまたちょっと私も調べてみたんですけど、供託金じゃなくて積立金だったという、私は理解をしてるんですけども、供託金を預かるっていうのは法律的に可能なんですかね。ちょっとお聞きしたいです。

(幸田会長)

はい、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい。まだですね、そこまでの法的な検討というの、実際この調査事業の中でやっていこうかなと思っております。

やはり積立金、供託金、どっちがいいかというところもありますし、市が長い年月、要は太陽光発電が10年、20年と続く中で、供託金を飯山市が持っているか、積立金を持っているかという、やっぱりそのお金の管理ができるかどうかというところもありまして、この辺はなかなかチャレンジしている自治体はいくつかあるようなんですけど、実現してないというところは聞いているところなんです。

ただ、やはりいろんなこういう現状を見ると、何らかの形でお金を預かって、後始末をちゃんと行政としてもできるような仕組みはしたいなというふうに思っているところです。一応今は供託金という言い方をしていますが、それが本当にいけるかどうかというところは、今後ちょっと調査の中で検討していきたいと思っております。

併せて、行政がお金を預かることがいいのか、銀行さんとタッグを組んで、地元の銀行さんとかいう制度の中で議論できればいいなということもちょっと考えているところです。

もし会長さんの方が多分この辺詳しいのかもしれないんですが、もし何かちょっとご紹介できる場所があればお願いしたいと思います。

(幸田会長)

はい。これ、神戸市の条例を参考にしたということで、神戸市が一番先進的に取り組んだんですけど、いくつかそれに倣って他の自治体でも、柏市とか相模原市とか、結構増えています。あと、最近ですと、今年になって北海道の白老町の条例でもこういった制度ができているということでございます。

国の制度との関係では、国は費用を積み立てなさいよと、廃棄した時に使うということですが、これは事前積立ではないですね。積み立てますよということを約束して積み立てる。

しかしながら、それだと先ほど事例のご紹介があったように、実際にはそのまま放置して、もう企業自身が例えば破産してしまうとか、逃げてしまうということになると、環境破壊あるいは景観破壊ということで、非常に地域へ悪影響を残したまま放置されるということになるということで、事前にですね、神戸市の事例もそうですけども、事前にお金を預かって、そういった事例が生じた場合には、それを復旧経費に充てるという、そういう制度ということでございます。それはどういった制度かという、少しずつ違う制度になってますので、今、市の方でお話がありましたように、その辺も調べていただいて、もちろん法的にはこれ可能ということで、法的に違法だと言っている人はいないと思いますけれども、どのようなやり方がいいかというのはいくつかやり方があり得ると思いますので、その辺を市の方で今検討、この今年度の調査で検討するというところをおっしゃったと思いますので、それで検討していただいて、また委員の方々も議論していただいたらいいのかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

.....

これ、先ほど1つはこの景観審議会で、この太陽光発電施設あるいは蓄電施設等の再生可能エネルギーについての意見を出すということについて、前回もそういった必要があるという委員の意見などがあったわけですがけれども、例えばですね、実際にその再生可能エネルギーと地域の調和を図る条例というのは、「再生可能エネルギーと自然環境の調和を図る条例」とかですね、そういう名称が多いんですけれども、しかし例えばですね、群馬県高崎市ですと、「自然環境・景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」ということで、景観というのが条例の名称に入っている。

高崎だけではないんですけれども、そういった景観というのが条例の名称に入っている、あるいは条例の名称に入っていないけれども、その目的に景観が入っているという条例は結構あると。しかも景観を侵害するというので、その条例に基づいて再生可能エネルギーの乱開発というものを阻止した事例というの、全国でいくつか、いくつかではなくて、もっとあるかもしれませんけれども、少なくとも何か所かそういった問題事例について阻止したというものがあるということでございます。

それから先ほどの福島市は、景観法に基づいてその再生可能エネルギーについてもしっかりと対応するといったような宣言が先ほど出ていましたけれども、景観というのも入っている。

それから景観以外に、太陽光発電ですと、いわゆる光害、光の害ですね。反射して、非常に、何と言うか、まぶしいとかですね、光の害、光害ということで問題になっている地域もあります。

はい、いかがでしょうか。

.....

ということで、前回もそういう議論が若干あったと思うんですがけれども、景観審議会としてこの取り組みについて意見を言うていくということは、全くおかしくはないというか、景観審議会の役

割としても、審議会の所管に入っているというふうに言うことはできるのではないかなというふうに思いますけれども、委員の皆さん、ご意見ありましたらどうぞ。

これについても今日は結論を出すわけではなくて、意見があればお聞きして、それから令和8年度のこの新しい市の条例創設調査、取り組み等の状況を踏まえて、また景観審議会に諮っていただく、審議していただくということを市の方では想定しているというご説明だと思っておりますけれども、何かございましたらどうぞ忌憚なく意見を言っていただければと思います。

はい、どうぞ。

(B委員)

答えになるかわからないんですけど、実際に私も斑尾に住んで、妙高地籍のところは今実際グリーンシーズンなので、新緑の葉で覆われて、意外に希望湖を歩いていると隠れて見えないんですけど、先ほどの航空写真だから余計に破損する部分が大きく見えるというのが結果で、住民もとても心配という部分もあるんですけど、秋になると葉が落ちて、やっぱり見栄えが悪い。

だからといって、これだけ日本は土地が狭い、とても小さい国なんですけど、実際にこういう大きい企業さんがこういう土地活用をして何かをやろうということもわかるんですけど、今ちょっと考えているのが、一体じゃあ再生可能エネルギーとして一体何をやればいいのかって。例えば太陽光は難しい。水力も、こちら難しい。風力になる。今度、動力としての音が今度また害になるのではないかなって思ったりする中で、何か今やっぱり実際に日本で獣害、クマの問題とかも関係して、その整備に伴って、これから調査に入ると思うんですけど、例えばちょっとヨーロッパ系とかだと、伐採したものを、いわゆる伐採したログを地中に埋めて、それを水分を保持するために、そこで水をあげなくてもいい栽培が可能であるとか、今実際に温暖化によって気温が上昇しているので、じゃあこの先10年経った時に、この山の土地でも普通に農業として成り立つのかってなると、その10年後を考えたことを考えて、今度は山の活用、そして獣害予防として何かいいものが、次の調査で進展したらなと思ってます。

以上です。

(幸田会長)

はい、ありがとうございます。

再生可能エネルギーとしてどういうものが、日本にももちろん日本でも広いですから、地域によって違いはあると思うんですけども、適切かということ。

それから、森林を伐採した木を地中に埋めるんですか、今おっしゃったのは。

(B委員)

そうです。

(幸田会長)

伐採木を地中に埋める。

(B委員)

そうですね。伐採した、いわゆる幹を地中に埋めて。そういう農法があるんです。

(幸田会長)

伐採した木を地中に埋めるっていうのはあまり知らなかったんですけど、それは日本でやってることですか。

(B委員)

ヨーロッパの方で。

(幸田会長)

ヨーロッパで。ああ、そうですか。

その辺の実際の再生可能エネルギーが飯山市だとどのようなものが適するのか、あるいは最近ある議論としては地域発電とかですかね、地域の外からの事業者ではなくて、地域の中の人たちが発電をして、その地域に還元すると、そういう取り組みっていうのは結構少しずつ増えているところですけども、そういったことも含めて、それとあと景観あるいは自然環境への影響がどうなのかというようなことを幅広く検討する必要があるかなと思うんですけど、市の方ではその辺の今年の調査ではこういったものを調査しようというのが、もし今の時点でありましたらご説明いただければと思います。

(事務局)

現段階では、この資料7にある程度の内容にしかまだなってませんので、今みたいないろんなご提案をいただく中で、調査の幅を広げていければなというふうに思ってます。

あと、ちょうど今、B委員から言われた伐採した木を地中に埋める農法っていうのが、ヒューゲルカルチャーっていう農法だそうです。日本の菌ちゃん農法っていうんですかね、そう言われるようなものだそうです。今、調べたらそんなふうに出ました。

(幸田会長)

なるほど、なるほど。

そういった農法もヨーロッパであるということだと思うんですけど、日本だと、農業をやっているところの上に太陽光発電をして、その発電を使って農業をやるというものは結構広がってきていて、そのための太陽光発電の技術、ペロブスカイトという技術なども結構広がっていると。

これはなぜかという、やはり森林を伐採するのは環境破壊になるし、CO₂削減にも逆行するということで、各地で結構問題が多い土砂災害とか、あるいは地下水への影響とかいろいろ起きますので、やはり人の手が入ったところで太陽光発電をやっていく。

屋根置きっていうのは東京都など推進してますけれども、それ以外ですと、やはり農地ですね。

農業と太陽光発電の組み合わせというのは合理的だということで、それが結構全国的に今広がってきているという状況もございます。それは耕作放棄地に太陽光発電で、耕作放棄地に実際には新しく農業をやってもらって、そこに太陽光発電を設置する、こういう取り組みもあるわけですね。その辺をどのように進めていくのか。

また、飯山市にそういった地域内経済循環とか、地域に還元される、そういう発電事業というものをどのように広めていくのかなど、いろんな課題があるのかなというふうに思いますけれども、この辺については市の方でかなり広く、今日委員のご意見も踏まえて検討していただければい

いのかなというふうには思います。

他の委員いかがでしょうか。

.....

農地の上に太陽光発電というのは、いわゆるソーラーシェアリングという、そういう言葉で日本では言われています。

いかがでしょうか。

.....

平成8年度の条例創設調査の進捗に合わせて、景観審議会の方にも審議あるいは意見を伺うということだと思んですけど、この辺のスケジュールっていうのはどんな感じで市の方は進めようとされてますでしょうか。

(事務局)

はい。先ほどの資料2のステップ2から4にも関係する部分でありますので、できれば本年度、その景観計画の検証調査というのも予算化されております。

それとは別に、今回のこの条例創設調査も予算化されてますので、同時並行的に調査を進めつつ、審議会の皆さんからご審議いただける材料が揃い次第、お諮りしたり、検証できればなというふうにしてます。

時期については、まだ調査スケジュールを詳細には組んでおりませんが、いずれにしましても、これで6月に入りますので、調査業務等の発注もかけながら、専門のコンサルも入れながらやっていくということで考えております。

(幸田会長)

はい、わかりました。ありがとうございます。

調査の進捗に応じて、景観審議会の方にも材料を提出していただいて、委員の意見を伺うということだということでございます。よろしいでしょうか。

(「異論なし」と発声あり)

はい。この議題2についてはそういうことで、今日は何らかの結論ということにはならないところですけども、他に委員から意見、あるいは質問等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、調査審議第2号については以上で終了とさせていただきます。事務局の方に議事進行をお返したいと思っております。

4 その他

(まちづくり課長)

幸田会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、慎重審議、2議案につきまして忌憚のない意見をいただきましてありがとうございます。

それでは4、その他ということで、事務局の方から何か特別ありますか。

(事務局)

事務局の方からは特段ございません。

(まちづくり課長)

それでは皆様の方から再度何かご質問、ご要望等ございますか。

(D委員)

よろしいでしょうか。

(まちづくり課長)

はい、お願いします。

(田中委員)

すいません。Dです。

本審議会と他審議会との関係について、ちょっとお話ししていただきたいと思います。

この景観審議会と、その他の審議会の人たちの見解とかいろいろありますよね。それはどういう、全然ここの決まったことに関して相談するとか、意見を求めるとか、そういうことはないのか、そういうことをちょっとお聞きしたいなと思って。はい。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

今、この景観審議会、それから飯山市のいろんな審議会があります。

そこの連携云々ということがありますが、例えば今日の部分でありますと、再生可能エネルギーとかですね、環境審議会というのがございます。

そういったところとの連携もありますし、それから前段の方の建物の高さの規制云々ってなりまして、今度都市計画審議会というものもありますので、場合によっては合同審議とかですね、そちらの担当課と調整をしながら、同席させてもらいながらとかですね、やり方はいろいろあると思うんですが、いずれにしても、やっていることは市長が諮問して審議会に諮っている内容ですので、お互い情報をつなぎながらやっていきたいというふうに考えています。

(D委員)

ありがとうございました。

5 閉 会

(まちづくり課長)

その他いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

今後また、いろいろな課題が出てくると思います。

先ほどB委員が言ったように、再生可能エネルギーにつきまして、その辺の環境整備も含めて、またこちらの審議会の方を進めてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願いします。

それでは第5回飯山市景観審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

(全員)

どうもありがとうございました。

以上